

大阪府子育てハートフル企業顕彰実施要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、母子家庭の母及び父子家庭の父（以下、「ひとり親」という。）の雇用の促進等に関し、優れた取組を行った事業主（以下、「企業等」という。）に対する顕彰の実施について必要な事項を定めるものとする。

（区分）

第 2 条 この顕彰は、次の各号のいずれかに該当する企業等について表彰を行うものとする。

- 一 ひとり親の雇用促進等に貢献し、功績が顕著である企業等
- 二 ひとり親の雇用促進等の機運醸成につながる優れた支援や取組を行っている企業等

（欠格事由）

第 3 条 選考時において、労働関係法規に違反がある企業等で、知事が表彰することが適当でないと認められるものに対しては表彰しない。

（候補企業等の募集及び推薦）

第 4 条 候補企業等の募集は公募によるほか、市町村もしくは母子・父子福祉団体からの推薦により行うものとする。

（表彰の選考）

第 5 条 知事は、前条の規定により応募又は推薦のあった企業等の中から、大阪府障がい者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会ひとり親雇用等貢献企業顕彰審査部会の意見を踏まえ、その功績が特に顕著であると認められる企業等を表彰する。

（表彰の方法）

第 6 条 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。

（表彰の実施）

第 7 条 表彰は、原則として毎年度一回行うものとする。

（被表彰企業等の府民への周知）

第 8 条 被表彰企業等については、広く府民に紹介し、周知に努めるものとする。

（細則）

第 9 条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 7 日から実施する。